

人と食と農

農業委員会

農業委員会では、農地の違反転用や耕作放棄地の発生防止・解消に取り組むため、農地パトロールを実施しています。地域の優良な農地を守り、大切な資源を次世代に残していくため「農地の番人」として活動しています。

【問】農業委員会事務局(三和庁舎)

☎76-1511

を守る



■農地の貸し借りをしませんか

農業経営者の減少や高齢化に伴い、市内には耕作されていない荒廃農地が多く見受けられます。まわりの農地への害虫被害の防止にもつながりますので、農地の貸し借りを考えてみませんか。



農地パトロールを行いました

昨年11月25日・26日に農地パトロールを行いました。

農地パトロールは、農地法第30条により年1回農地の利用状況について調査を行うものです。今回は、一時転用許可による農地改良工事、無許可で行った農地法違反転用農地、荒廃農地の広がっている地域を重点に行いました。

農地に建設残土を搬入して農地改良を行う場合は、農地法第5条による許可が必要です。農地の埋め立て工事を見かけた場合は、地域の農業委員にお知らせください。



▲厳しい寒さの中で各地をパトロールしました

女性農業委員としての思い



古河市農業委員会委員 落合美代子さん(高野)

昨年10月8日、栃木県宇都宮市で開催された「関東ブロック女性農業委員研修会」に参加しました。「活力ある農業委員会について～女性農業委員への期待～」と題して福島大学教授・岩崎由美子先生の講演がありました。

内容は、男女共同参画の意義や農業委員会への女性参画の必要性というものです。女性農業者ならではの感覚で、地域の抱える課題を解決することが多くの問題に直面している